

昭和四五年 行ウ 第一八三号

原告 ロナルド アラン マクレーン

被告 法務大臣 小林武治

昭和四五年 一月一日

原告代理人

秋山 幹男

弘中 淳一郎

東京地方裁判所 民事第二部 御中

準備書面一

第一、被告の主張によると、被告が本件不許可分をなした理由は

①ベルリッツスクール(以下ベルリッツと略す)から財団法人

英語教育協議会(以下エレックと略す)への転載 ②原

告が外国人へ平連に所属し、その定例集会や示成行進

に参加したことを、というのであるから、以下この点につき述

べる。

第二、原告のベルリッツ退職の経緯

(一)原告は昭和四四年一月一五に来日した際、間もなくベルリツ

ツに英語教師として勤務し、二週間の訓練を受け、徒

教鞭を取るに至った。しか、この時の原告の在留資格

は「観光客」であつたため、原告はベルリッツと協議して

結果、原告が一旦韓国に戻り、「職業ビザ」を取得

Jan.

して再入国したうえ、あらためてベルリッツに就職するに  
し、同年三月十八日に出国した。なお、その際ベルリッツは  
原告に対し、韓国への往復旅費を支払う約束をしていたが、韓  
国へ出発する直前になつて、  
ヘルリッツは原告との雇用  
契約がコントラクトでないことを理由にこれを破棄した。

五五加

(二)原告は、同年五月一日に入国後、直ちにベルリッツに勤務し、  
トレーニング期間などで教鞭を取り、以後一ヶ月余、真面  
目に勤務した。ところで原告は、ハワイで教鞭をとり、韓  
国で英語を教えていたこともあつて、自分なりの英語教育

方法を有してあり、一月に教えていたときからベルリッツの画  
一的教授方法に疑問を持つていたが、五月に再入国して生徒  
に進歩がないのを見て、自己の確信する方法で教える必要  
を強く感した。同僚の教師も同様の不満を持っていた。  
しかし、ベルリッツは放送設備により、教師連の教育方法  
を監視して画一的な教授方法を強制し、  
氏が居なくなると、多少彼を介してなされてきた改善も  
全く駄目になり、原告の存望は殆どベルリッツに受け容れ  
られなくなつた。  
又、二月頃はスケジュールもはつきりしていたが、五月からは

ステジールが乱れ、その日に行き先ないと原告の働くべき  
時間が解らず原告の余暇の予定が全く組めない状態に  
なつた。

更に原告に対する給与の支払いが数日遅れたのみならず、  
それかベルリッツの近辺に支店のない銀行払いの小切手では  
ないから、原告が昼休みにその銀行に行つたため五分  
間遅刻して、とある。などの事情も重なり原告  
はベルリッツに対し強い不満と不信感を抱くに至つた。

(三) 他方原告はエレックに勤めるようすすめる人あり、フルアライト

委員会の人に紹介されてエレックに行つたところ、その教授方法が自  
分の信する通りのものであることか解り、エレックの方でも原告  
を試験的に雇用することになり、原告はベルリッツの勤務に就きな  
がらエレックにも通つた。

ニルギ加

そうして、さううちに原告は英語教師としてベストを尽くすにはエ  
レックで全力投球をするのが最上であるかと判断し、同年六月下旬  
ベルリッツの事務局と辞めたい旨告下(延く無断退職ではない)  
エレックで本採用されて勤務するに至つた。

又、韓国旅費の件は契約とコネクトをなすことと考へたもので

### 二、エレックの内容

エレックは昭和三一年七月学界財界の有志により設立された

日本英語教育研究委員会の事業を拡充して昭和三八年二月二十六日に設立された財団法人で、正式名称を財団法人英語教育協会といひ、この種の英語教育機関としては、設備、教師、活動、权威等の点で日本で最大規模に属する代表的なものである。又、理事、評議員には日本の財界、教育界、政界の有力者も多く、その地位は確固たるものである。これに対してベルリッツは国際的な語学教育機関で、日本には本年設立されたばかりであり、エレックとちがって日本の英語教育を目的とするものではなく、又、英語教育専門機関でもない。

### 三、原告のエレックでの勤務状況

原告は既にエレックで一年余勤務し、現在上級教師として月曜から金曜まで毎日三時間、週一五時間（これは夜の部で最大の授業持時間である。）の授業を持ち、月額の九万円の報酬を得て生計を立てている。

### 四、被告の主張に対する反論

被告の主張は必ずしも明らかでないが、要するに「英語教師としての外国人の在留を許すべし否かは第一に客観的に「英語教師としての勤務」が我国に有用か否かが問題で、第二に主観的に「在留態度」が我国の法秩序に服してい

るか、どうかの問題である、というものである。ところで  
で、前述したエシウクの内容、原告の勤務状況からして、右の  
客観的な面への問題が、このことは明らかで、結局問題は「転  
職」下したことに就ていかなる非難可能性があるか、という  
主観的な面の問題である。しかるに、この問題、肉と  
第一に「職種」のなからず、「職場」を変更してもいかなるよう  
法的根拠も不明であり、しかも、そのような説明は、外国人に  
対して全くなされておらず、その上、最も問題なのは  
「転職」に際して、入管当局の許可を求めず、一通知す  
るという制度はあるか、オオモ講じられていないのである。  
(在留資格変更には制度がある) ということが最も注目  
されるべき点である。従って、原告としては、入管当局の無断で  
転職してはいけぬ、などと考えるはずがなく、仮に考えるとして  
も、その方法がなかったのである。  
右の事実上、前述したベルリッツからエシウクへの「転職」の事情  
を考慮させると、本件「転職」とも、原告の在留状況  
を非難する余地のないことは明白である。  
してやると、結局、本件の「転職」は、本件不許可処分と  
基礎となる事実より、いかなることも、又、明白である。

### 第三 原告の「政治活動」

#### 一 事実の経過

原告が「平連定例集会等の集会に参加した」との被告の主張は概ね認めらる。(但し「昭和四四年七月一〇日のビラ撒きの目的」は昭和四五年一二月七日の行状の目的、内容、同年三月一日の行状 (四) 同年五月一六日の行状 はいずれも否認) なお右行状はいずれも「原告が原告の母国であるアメリカ合衆国政府のヤマト軍侵略に抗議する意図でなされたものであり、テモ行進もすべて公守委員会の許可を得たものである。

#### 二 外国人に対する「表現の自由」の保障

自からの思想・意見を表明することは社会生活を営む人間にとって「生きる」ということと同じ意味を持つ。この権利は人間が生来持つべき基本的な権利であり、国家から与えらるべきものではない。従って外国人であるか否かはこの権利を制限する理由にはならない。

このことは判例でも一貫して認められており「憲法の保障する集団示威運動による表現の自由はどここの国においても認められている普遍的原理であるから日本国民のみならず外国人であっても日本国においてその主権に服している者にはこれが保障されて

いと解すべき」(東京地裁 昭和四二年 二月二三日決定 判例時報  
五〇二号五二頁)であり、「憲法第二二条の保障する表現の自由は外  
国人についても尊重されるべきことは当然であり、また、その政治活  
動も法令の規定又は事柄の性質に反しない限り、みだりに制限  
されるべきものでない」(東京地裁 昭和四二年 二月二七日決定  
判例時報 五〇二号 五五頁)とされている。

### 三、被告の主張に対する反論

(一) 被告の主張は必ずしも論理的でなく、又、「わゆる参政権」「その  
国の政治についての発言権、責任」「政治活動」等が如何なる

概念なのか不明確であるが、要するに外国人に参政権がな  
いことももろく、外国人に表現の自由、なにか、政治的表現の自  
由がないことの理由とするようである。しかしながら、「具体的な  
国政参加の権利」と「基本権としての表現の自由」は、その「質」が  
元々全く異にするものであり、政府や政策批判、という点で同じ  
機能を有することがある。一方、<sup>日本人が</sup>他方、<sup>日本人が</sup>いふことは、<sup>日本人が</sup>いふこと  
にはならない。(例えば被告の考え方に従えば、日本で「アメリカの  
ソートラム侵略反対」のデモをするにしても、アメリカ合衆国にとっては  
「参政権のない外国人による政治活動」であり、「アメリカ合衆国の  
政治、社会情勢に影響を与えかねない、不合理なものもあるから」

「規制すべき」といふことなるのであろうか。」

③「政治活動」と呼ばれるものにも狭義の政治活動と広義の政治活動がある。狭義の政治活動を行なう権利は参政权もしくは Political Right と呼ばれるものであり原則としてその国家の国民だけに与えられる。具体的には選挙権、被選挙権、選挙運動、公務員就任権、国民投票権、公務員罷免手続権、倒閣運動 などがである。

これに對し、国の政治につき意見を表明したり、政治的情報を合法的に収集したり、研究討議を行なうというような行動は広義の政治的活動とよぶこともできる。しかしそれらの行為は

嚴格には思想良心の自由、表現の自由、集会結社の自由と結びついたり市民生活的行動であり、市民権 Civil Right の一種と解すべきである。最近の文明諸国においては内外人平等主義が採用され、市民権については外国人においてもこれを認めている。(世界人権宣言 および一九六六年一月一六日に国連総会で採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「ヨーロッパ人権条約」等) 尤も外国人には広義の政治活動のみに認めない。

なお被害の指摘する 日米友好通商条約 二一条五項 及び



一九二八年第六回米州会議採択の「外国人の地位に肉する協  
定」第七条、一九六一年第四回アジア・アフリカ法律諸同委  
員会採択の「外国人入国及び処遇に肉する一般原則」第一〇  
条等は、いふれもその条文の原文及び他の条文との  
肉信からして前述の「狭義の政治活動」について「これを  
制限するもの」にすぎず、被告の主張は失当である。

三、以上の通りであるので、原告の集会、示威行進等も又、  
本件不許可処分を基礎づける事実なりえなば、こゝも又、  
明白である。

以上